

第30回 喜多方市農業委員会総会議事録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和2年5月19日（火）午前9時30分
会 場 市役所本庁舎 大会議室AB

2 委員定数 19名

3 本日の総会に出席した委員

会 長 19番 京野 貞夫

会長職務代理者 18番 齋藤 澄子

委 員

1番 高野 進	2番 山田 義人	3番 岩渕善一郎
4番 高橋 良臣	5番 菅井 大輔	6番 山口 孝信
8番 佐藤 健一	9番 長谷川庄次	10番 木戸 賢治
11番 大堀美栄子	12番 酒井 健一	13番 平田 恭一
14番 大津 康男	15番 田代 宏昭	16番 穴澤 一彦
17番 湯上 重幸		

4 本日の総会に欠席通告した委員

7番 蓮沼喜代志

5 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第71号 会務報告について

報告第72号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第73号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出に
ついて

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第198号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第199号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第200号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第201号 現況確認証明申請について

議案第202号 農用地利用集積計画について

議案第203号 喜多方市空き家バンク登録物件に付随する農地の指定
について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 高 橋 喜一郎

次長兼農地係長 渡 部 仁

主 査 木 野 修 一

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 齋 藤 清 孝

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 渡 部 涼

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 小 林 さおり

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 渡 部 智 恵

9 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日の総会には、報告3件、議案6件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、7番 蓮沼喜代志委員であります。

定足数に達しておりますので、これより第30回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、3番 岩淵善一郎委員、4番 高橋良臣委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、報告第71号から報告第73号までの報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第71号 会務報告について

○事務局 (高橋事務局長)

〔1件を朗読、説明。〕

報告第72号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局（木野主査）

〔9件を朗読、説明。〕

報告第73号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔2件を朗読、説明。〕

なお、事前にいただきました、高野進委員の「案件No.1の範囲がわからないので教えていただきたい。」という質問に回答させていただきま
す。別紙をご覧ください。道路から離すというようなことで、建物を建
てたいという部分が、120.12平方メートルということになります。建物
は今現在○○○という所の北側が道路になっており、それが○○○線の
拡幅工事で道路拡幅ラインというところまで道路が来てしまいます。現
在、○○○に建ててある方が、壊さねばならないということで南側の方
に下がるという案件でございます。

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、報告第73号 農
地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出のNo.1、No.2につい
て、4番 高橋良臣委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありまし
たら報告を求めます。

○高橋良臣委員

〔報告第73号のNo.1、No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕
4番高橋です。報告73号のNo.1、No.2について調査を実施してまいり
ましたので、ご報告を申し上げたいと思います。去る5月11日午後4時
10分より山口委員、五十嵐推進委員、事務局の渡部次長と私の4名で
現地調査を行いました。被設定人の○○○さん立会いの下、行われま
して、参考資料の1,2ページをご覧くださいと思います。これは、
今まで使用していた農機具格納庫が道路拡張に基づき壊されるとい
うことで新たに申請地に格納庫を建設したいという案件であります。
予定地の東側に水路はありますが、土砂の流出防止のため水路より2

メートル以上離して建築するというものでありましたので、周辺の農地に影響を及ぼす恐れはないことから、特に問題はないと判断いたしました。

次にNo.2の案件についてでございます。同じく、午後3時50分頃に4名で調査を実施してまいりました。被設定人の〇〇〇さんと、〇〇〇土地家屋調査士の立会いをいただいております。参考資料の3,4ページをご覧ください。申請地は、登記上畑となっておりますが、既に農業用資材庫が建設されておりました。農業用水路もありませんし、周辺の農地に影響を及ぼすこともありません。顛末書も提出されていることから、特に問題はないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第71号から報告第73号までの報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第71号から報告第73号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第71号から報告第73号は了承することにしました。

(議案審議)

○議長

議案審議に入ります。

「議案第198号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（木野主査）

〔使用収益権設定1件、権利設定6件を朗読、説明。〕

なお、事前にいただきました、大堀美栄子委員の「案件No.2の設定人と被設定人の住所は正しいのでしょうか。」という質問に回答させていただきます。謄本で確認いたしましたところ、こちらの住所で正しかったので、ご報告といたします。以上です。

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、使用収益権設定のNo.1については、5番 菅井大輔委員、権利設定のNo.1、No.2については、16番 穴澤一彦委員、No.3については、6番 山口孝信委員、No.4については、5番 菅井大輔委員、No.5、No.6については、2番 山田義人委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○菅井大輔委員

〔使用収益権設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

5番菅井です。案件No.1についてご報告申し上げます。去る、4月26日午前8時30分より、〇〇〇さん宅において、設定人〇〇〇さん、被設定人の〇〇〇さんの息子さんである〇〇〇さんと現地調査並びに聞き取り調査を行いました。〇〇〇さん宅には農機具類は一通り揃っており、機械作業に支障はなく、案内していただいたそれぞれの農地も適正に管理されていることを確認いたしました。以上の聞き取り調査と現地調査の結果、本申請に伴う権利の取得につきましては、今までと同様適正な管理がなされると判断いたしました。以上です。

○穴澤一彦委員

〔権利設定のNo.1、No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

16番穴澤です。5月13日正午より、〇〇〇さんと〇〇〇さんと現地で落ち合いまして、確認と聞き取りを行いました。この土地は以前の所有者が、ブルーベリー農園ということで様々なものを農地内に設置したそうです。その撤去費用と畦畔を付けてもらうのに、合計

130万円ほどかかったそうですが、まだ綺麗にはなっていないようでした。また、ブルーベリーは酸性土壌を好んでいることから、かなり土壌改良されていまして作物が育たないという状況ですが、何とか収益を上げるような取り組みをしていきたいとのことでした。〇〇〇は農機具を所有していませんが、役員の方が耕作管理をする予定だそうです。〇〇〇集落も人・農地プランをするにあたり、この土地が問題視されていることから助かっているそうです。申請人の方々は、何とか迷惑をかけずに耕作管理していきたいということでしたので、問題はないと判断してまいりました。以上です。

○山口孝信委員

〔権利設定のNo. 3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

6番山口です。案件No. 3についてご説明させていただきます。去る5月9日朝7時より、現地にて設定人の〇〇〇さん、被設定人の〇〇〇さん立会いの下、聞き取り調査を行っております。被設定人の〇〇〇さんは、杉の苗を作るそうです。結果、この権利設定につきましては、周辺農地に支障を及ぼすことはなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○菅井大輔委員

〔権利設定のNo. 4 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

5番菅井です。案件No. 4についてご報告申し上げます。去る5月10日午前9時より設定人、〇〇〇さん宅において、被設定人〇〇〇さん出席の下、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。〇〇〇さんは〇〇〇の代表取締役で、主に自動車販売、修理のほか、保育園の経営等をされておりますが、今回の権利取得を見据えて、トラクターや田植え機も取得されており、現在は耕起や代掻きの受託作業も行っているとのことでした。将来は8ヘクタールから10ヘクタールくらいの経営規模でやっていきたいとお話してくださいました。申請地区の農家の協力者もおり、作業時期や機械の技術的アドバイスを受けながら、作業を進めていくとのことでした。以上の聞き取り調査と現地調査の結果、本申請に伴う権利の取得については問題はないと判断いたしてま

いりました。以上です。

○山田義人委員

〔権利設定のNo.5、No.6について、現地調査の結果並びに補足説明〕

2番山田です。5月10日午前8時30分より、現場にて〇〇〇さんと調査いたしました。〇〇〇さんと〇〇〇さんは、同じ地区であり、〇〇〇さんから〇〇〇さんへ一任するというので、〇〇〇さんと現地確認してまいりました。元々ここは、畑団地でありまして作物を栽培するにあたりましては、隣の敷地や水路、農業関係に迷惑をかけることはありません。昨年も実際に栽培されており、安定して耕作管理していけると判断をいたしました。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第198号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第198号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第198号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第199号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、No.1については、6番 山口孝信委員、No.2については、8番 佐藤健一委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○山口孝信委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

6番山口です。案件No.1についてご報告いたします。去る5月11日午後4時より高橋農業委員、五十嵐推進委員、渡部次長、申請人の○○○さんと私で現地の確認と聞き取りを行っております。地目は畑であります。作物は作っておりません。土地を駐車場として造成したいとのことですが、この一帯は第3種農地、第1種住居地域であるため、問題はないと判断いたしました。以上です。

○佐藤健一委員

〔No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

8番佐藤です。案件No.2についてご説明申し上げます。去る5月8日に本庁より渡部次長、支所から渡部主査、そして田代委員と私、申請人の○○○さん、代理人の○○○行政書士より○○○さんに立ち会っていただき、現地確認してまいりました。○○○さんが今まで住んでいた家は窪地でありましたので、案内図にありますように、平地である申請地の畑に新たな家を建て替えたいという転用案件であります。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第199号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第199号について、原案のとおり可決する

ことに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第199号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第200号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

[権利設定1件、所有権移転2件を朗読、説明。]

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、権利設定のNo.1及び所有権移転のNo.1については、4番 高橋良臣委員、所有権移転のNo.2については、8番 佐藤健一委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○高橋良臣委員

[権利設定のNo.1及び所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明]

4番高橋です。権利設定の案件No.1について調査を行ってまいりましたので、ご報告させていただきます。山口農業委員、五十嵐推進委員、渡部次長と私で行いました。設定人の〇〇〇さんは欠席、被設定人の〇〇〇さん、行政書士の〇〇〇さん立会いの下、行っております。参考資料の9,10ページをご覧くださいと思いますが、申請地は第3種農地であります。この土地の転用目的は、住宅建築と露天駐車場とするためのものであります。転用することにより生ずる土砂の流出、境界法面等は特に問題はございません。また、雨水は敷地を砂利で整地するため、地下浸透させるとのことです。汚水につきまし

ては公共下水道を利用するとのことでありました。近隣は、北側が住宅、西側が市道であり、特に問題はないものと判断いたしました。

続きまして、所有権移転の案件No. 1でございますが、同様に4名で現地調査いたしました。譲受人の〇〇〇さんは欠席、譲渡人の〇〇〇さんと行政書士の〇〇〇さん立会いの下に行っております。参考資料の11, 12ページをご覧くださいと思います。この農地は用途区域内でありまして、第3種農地ということになります。この土地の転用目的は、住宅建築と露天駐車場、雪捨て場を建築するためのものですが、建築することによって生ずる土砂の流出、境界法面等は特に問題ございません。また、汚水は合併浄化槽を利用。近年、区画整理が行われた地区であります。北側は、宅地で特に問題はないと判断いたしました。以上です。

○佐藤健一委員

〔所有権移転のNo. 2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

8番佐藤です。案件No. 2についてご説明申し上げます。5月8日に農地法第4条の案件と並行して行われましたので、先ほどの方々に加えまして、譲渡人の〇〇〇さん、〇〇〇さんのお母さんで現地調査並びに聞き取り調査を行いました。〇〇〇さんの土地に隣接する〇〇〇さんの土地を所有権移転し、そこに車庫、住宅を建築する予定です。周辺への土砂の流出等がないように配慮するとのことでした。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第200号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第200号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第200号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第201号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔3件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、No.1～No.3について、6番 山口孝信委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○山口孝信委員

〔No.1～No.3について、現地調査の結果並びに補足説明〕

6番山口です。案件No.1からNo.3についてご説明申し上げます。去る、5月11日午後5時より高橋農業委員、五十嵐推進委員、渡部次長とで現地確認を行いました。なお、申請人3人は欠席ですが、〇〇〇行政書士事務所の〇〇〇さんに代理人として立会いただいております。この土地は、河川改修の土砂を積んだところであり、ほぼ平坦なところもなく、畑の中は灌木や萱等が生い茂っており原野化していると判断してまいりました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第201号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第201号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第201号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第202号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（木野主査）

[利用権設定142件を朗読、説明。]

○議長

それではここで、議案第202号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○大堀美栄子委員

駒形第3地区利用集積のための貸借で借賃が無償の理由を教えてください

○事務局（塩川総合支所 渡部主事）

駒形第3地区の基盤整備は、第1ブロック、第2ブロック、第3ブロックに分かれており、基盤整備には国の経営体育成推進事業により集積率と集約率に応じて促進費が交付される仕組みとなっております。

今回の案件は基盤整備により担い手21名に集積、集約する契約になっており、第3ブロックが現在工事中であり換地が終了していない状況にありますが、事業の最終年度ということで地区全体が促進費の交付対象となるよう申請するため、従前地での契約となっています。

また、賃借料については従前地ということで今後、換地等になった

場合面積等が変更することから無償とし、今後、換地になった際に改めて契約するという事です。

○事務局（高橋事務局長）

無償ということで違和感があるとは思いますが、地区全体が経営体育成推進事業に該当するために従前地により利用権を設定するという事であり、農業振興公社と確認しましたところ、換地後に面積等が確定した後に改めて契約を行う予定であるということです。

○大堀美栄子委員

私たち農業委員は書類だけを見て、決定するかどうかなのでこれは認めていいのかどうかお聞きしたいです。また、そういうことであれば11年という利用期間は適当なのでしょうか。

○事務局（高橋事務局長）

今までも借賃が無償の契約は多数ございます。貸す方の都合で無償で良いというケースもあり、そのような事情を参酌し農業委員会で決定してきたところでございます。

今回の件は、先ほどご説明した諸事情等を踏まえたうえでの双方合意による契約であり、法に抵触するものではありませんので、このような実情をふまえご審議いただくものです。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

利用期間についてであります。関係者のほうから聞き取りしたところ、基盤整備終了後に地区全体であらためて換地後による契約を引き続き行うことや、経営転換協力金や経営移譲年金をもらっている方が中間管理機構を通した貸し借りをする場合に10年以上にしないと支給停止になってしまうという事情もあり利用期間が設定してあることを確認いたしました。

○山田義人委員

無償で11年間借りるという案件が上がりまして、賦課金や固定資産税などの支払いはどうなっているのでしょうか。

○事務局（塩川総合支所 渡部主事）

賦課金等については原則どおり所有者が支払うということで関係者

と協議済みであるとのことです。

○議長

その他ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第202号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第202号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第203号 喜多方市空き家バンク登録物件に付随する農地の指定について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔1件を朗読、説明。〕

なお、事前にいただきました、高野進委員の「実際の譲り受ける人はどなたになるのでしょうか。」という質問に回答させていただきます。これはあくまで登録しただけになりますので、どなたが購入するかまではわかりません。実際に、家だけ買って農地はいらないという場合もございますが、農地も欲しいという場合は3条の申請書を提出いただき総会にかかるようになります。

また、齋藤澄子委員の「登録物件数はどのくらいあるのでしょうか。」という質問ですが、喜多方市の場合は、20件ほどございまして、成約済みが4件、取り下げということで6件でございますので、残り10件ほどでございます。実際に登録していても農地まで買いたいという案件が1件

も出てきていません。また、農地が耕作できる農地なののかにつきましては、先日の転用の現地調査の時にそれぞれの委員さん達に見ていただきました。草が生えている状況ではありましたが、トラクター等で耕耘すれば十分耕作可能と判断していただきましたので今回総会に上げさせていただきます。

○議長

それでは、議案第203号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第203号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第203号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第30回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

(閉 会) 午前10時41分